

「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」
同「適用指針（案）」に対する意見

（株）プロネクサス プロネクサス総合研究所

平成 22 年 9 月 7 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 プロネクサス
プロネクサス総合研究所

「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」
同「適用指針（案）」に対する意見

平成 22 年 7 月 9 日に公表されました標記会計基準（案）等について、当研究所に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」で取りまとめた意見等を提出致しますので宜しくお取り計らい願います。

記

. 会計基準の題名と目的について

基準第 1 項と第 2 項

コメント：「公正価値測定に関する会計基準」および「公正価値測定に関する適用指針」とすべきではないか。また、目的の書き方として、公正価値の概念、用語の使用方法に関する共通理解を深めるためであることを強調してはどうか。

理由：本会計基準は、これまでの会計基準とは異なり、特定の会計取引に関する会計測定および開示方法を記述しているものではない。多くの既存の会計基準あるいは将来設定されるであろう会計基準に共通して使用する「公正価値」という用語・概念・操作的定義を詳細に記述したものである。一種の概念フレームワークに相当する内容とも解されるものであるから、開示を同列におくことに違和感があり、題名および内容を公正価値測定に限定してはどうか。目的の書き方についても、一般的な会計基準とは異なることを強調した方が、当会計基準を理解しやすくなるのではないかと考える。

. 会計基準

(1) 範囲

基準第 3 項

「時価」を「公正価値」と読み替えることの妥当性

コメント：本基準案では、既存の会計基準における「時価」という語句を「公正価値」と読み替えることが指示されているのみであるが、既存の会計基準について個別の検討や修正を行うことなく一律に読み替えを行うのは困難ではないか。また、本基準案では公正価値を「出口価格」に限定することも提案されているが、既存の会計基準における「時価」を「出口価格」と読み替えることができるか否かという観点から個別に検討しなければ、「時価」という語句を「公正価値」に読み替えるのは危険ではないか。

棚卸資産会計基準とストックオプション会計基準の除外

コメント：本基準案では「棚卸資産会計基準」と「ストック・オプション会計基準」は適用対象から外されているが、その理由としては「コンバージェンスの観点から」とされているに過ぎない。なぜこれらが除外されるのかについての具体的な説明が望まれる。

理由：トレーディング目的で保有する棚卸資産については本基準の対象とし、通常の販売目的で保有する棚卸資産については対象外とされている。この取扱の違いは、第 28 項の説明によれば、「市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とする」か否かにあるようである。

そもそも本基準は、公正価値の考え方について記述したものであり、特定の会計処理を指示するようなものではないにもかかわらず、対象外とするのか否かについて、上記の会計処理に依拠したような理由とするのは、よく分からない。

本基準のように公正価値を、会計主体の側からではなく、市場を中心に定義するのであれば、卸売市場と小売市場という二つの異なる市場があった場合に、それぞれの市場で別の存在として成立している公正価値があるものの、一方では、公正価値としての定義は同じものとして存在していると理解できるので、適用除外とするに至らないのではないか。したがって、通常の販売目的で保有する棚卸資産は相対取引を前提としており、市場を想定していないことが、除外理由であると理解してよい。

また、「ストック・オプション会計基準」も適用対象外とされているが、実務指針公開草案の中での入力数値の例示としてボラティリティがあげられている以上（第 17-18 項）「ストック・オプション会計基準」も適用対象に含めるのが整合的ではないのか。もし、「ストック・オプション会計基準」を対象外としたままであるならば「ストック・オプション会計基準」における「公正な評価額」と「公正価値」とは異なるものを意味するのか確認したい。

（2）公正価値の概念

基準第 4 項，30～34 項

公正価値の定義

- ・基準第 33 項

コメント：「流動性リスクが高い場合には、…入口価額である取得原価を用いるべき…しかし、これは会計処理の問題…」とあるが、ここで想定している対象とする資産または負債の範囲を明確にしていただきたい。

再調達原価を出口価格に含める理由

コメント：本基準案では公正価値を「出口価格」として定義しているが、本基準案における「出口価格」と「入口価格」の捉え方は、従来の理解とは異なるように思われる。公正価値の概念が混乱する危険性を回避するためにも、「出口価格」を強調することなく公正価値を定義することが望ましい。

理由：本基準案では、コスト・アプローチを市場ベースの出口価格として整理する（すな

わち、再調達原価も出口価格であり、公正価値であるとする)理由を、「市場参加者の観点を重視した場合は、国際的な会計基準における整理がより整合的である(第32項)」としているが、その理由が十分に理解できない。

本基準案におけるスタンスは、以下のように要約して理解してよいのか。

1. 公正価値は、企業自体ではなく、市場参加者の視点から測定しなければならない。
2. 企業が買手であるならば、企業とは別の主体である市場参加者は売手である。
3. 企業の買値は市場参加者にとっての売値(出口価格)であり、公正価値である。

上記のような理解が正しいとすれば、入口価格と出口価格を区別すること、すなわち資産をキャッシュ・アウトフローに基づいて評価することと、キャッシュ・インフローに基づいて評価することを区別することに意味がなくなってしまうのではないか。結果として、公正価値を出口価格と呼ぶこと自体が、論理的に無意味であり、むしろ、公正価値の概念を新たに理解する上で混乱を招くように思える。

基準第4~12項

「市場」とは

- ・基準第4項

コメント：公正価値の定義で想定される「市場」では、取引規模は求められていないのか確認したい。

理由：たとえば、売手1名に対し、買手2名の市場のような、相対取引に近いものも「市場」として考えられるように解釈できる。

- ・基準第5項、第9項

コメント：市場参加者及び参照市場についての説明はあるが、市場についての説明がない。

特に、企業結合で取得する有形固定資産・無形固定資産の公正価値を算定する場合の市場について、説明が望まれる。

基準第7項

「秩序ある取引」について

コメント：本基準案における「秩序ある取引」の定義はSFAS157の翻訳であるが、訳文を組み入れただけでは本質的な意味が利害関係者に理解されない危険性がある。関連当事者間の取引であっても「秩序ある取引」であるならば、その取引価格を公正価値とすることが認められている以上、「秩序ある取引」という概念はこの会計基準の中で大きな役割を担っている。それゆえ、追加的な説明を行うことが必要であると考えられる。

また、「秩序ある取引」を定義するにあたり、さらされる「市場」の運営方法に触れていないが、その点についても説明が望まれる。

理由：たとえば、具体的には、「通常かつ慣習的なマーケティング活動」とは何かが、利害関係者に誤解なく理解されるのか。わが国で「マーケティング活動」と言った場合、市場調査や顧客開拓のための特別な活動として理解される可能性があるが、SFAS157での“marketing activities”的範囲には日常的な売買のための活動も含まれると

考えられる。しかし、本基準案や適用指針案の文面を読んだだけでは、この点がはつきりしない。「通常かつ慣習的なマーケティング活動」とは何かを、適用指針等で具体的に示すことが必要である。

「市場にさらされている」という表現も、多くの利害関係者にとっては馴染みがないのではないか。「市場にさらされている」と「市場に参加している」とは、同じ意味なのか異なる意味なのか、あるいは、「情報が市場に流布している」ことを示しているのかが明確にされるとともに、市場にさらされているか否かを判別するための具体的な条件が実務適用指針等で示されるべきではないか。

また、「秩序のある取引」かどうかということについては、その取引が行われる「市場」では、どのようなルールで取引が成立するかに着目して定義すべきではないかと考える。

基準第 11 項

最有效使用

・基準第 11 項

コメント：公正価値は最有效使用に基づくこととしているが、現在の鑑定評価基準では、必ずしも最有效使用を前提としておらず、こうしたものとの調整をどのように考えればよいのかについての言及が必要と考えられる。

基準第 13 項

コメント：本項の意味が十分に理解できないので、追加的な説明が望まれる。

基準第 26 項，第 41 項

当初認識時における公正価値について

コメント：本基準案の適用範囲は、当初認識時における測定全般に及ぶと理解してよいのか。適用範囲であるならば、「取得原価」と「公正価値」の関係について記述があることが望ましい。また、無償取得や資産交換の場合の測定原則を示す必要があるのではないか。

(3) 公正価値の算定方法

基準第 42 項～第 44 項

用語について

コメント：使用されている用語に日本語としてかえって混乱を招くような用語があるよう感じられる。

理由：一例として、「入力数値」という用語はあたかもコンピュータにデータを入力するかのようなイメージを惹起させるが、想定しているものは、公正価値算定の基礎となる数値であると考えられる。例えば、「基礎数値」のような、より理解しやすいと思われる表現を使用してはどうか。

公正価値における 3 つのレベルの解釈

コメント：国際的な会計基準と同じレベル分けを導入することによって比較可能性が高まることはわかるが、このレベル分けが公正価値測定の首尾一貫性を高めるとは何を根拠とした考え方であるのかについても、追加的な説明が必要ではないか。

(4) 公正価値に関する注記事項

基準第 45 項～第 46 項

コメント：「会計基準の題名と目的」についてでも述べたが本会計基準は特定の会計取引に関する会計測定および開示方法を記述したものではなく、「公正価値」という用語・概念・操作的定義を示したものであると解釈している。よって、注記事項については本会計基準案ではなく、各会計基準において手当てをすべきではないかと考える。

. 適用指針

指針第 3 項

コメント：取引が「秩序ある取引」であるか否かを判断する「十分な情報がない場合は、秩序ある取引ではないと判断してはならない」とあるが、これは反証がなければ「秩序ある取引」とする、という主旨と思われる。

「秩序ある取引ではない」取引をまず定義し、これに該当しないものを「秩序ある取引」として定義付けた方が適切であると考える。

指針第 6 項

取引費用の扱いについての補足説明

コメント：わが国の実務と国際的な会計基準では、ともに取引費用を公正価値に含めていないものの、その理由は異なっていることが示されている（第42項）が、結論が同じであったとしても、基礎となる考え方には違いがあるのであれば、調整が必要なのではないか。特にわが国の実務の状況に関しては「実務上の観点」という説明だけでなく、概念についても説明していただきたい。

なお、「コモディティ」という語句が用いられているが、この語句は実務に普及しているのか。誤解を招かないようにするために、「コモディティ」とは何かについても補足的な説明を盛り込むことが望ましいように思える。

指針第 15 項～第 18 項等

コメント：非上場株式、有形固定資産及び無形固定資産の公正価値が、どのレベルになるのかについての記載があると望ましい。

指針第 19 項

コメント：ビット・アスク・スプレッドに関して第 19 項に「見積るためにあらゆる努力を行う必要はない」とあるが、「適切な努力を行う」または「合理的な範囲内で見積る」といった表現の方がより好ましいのではないか。

理由：現在の表現は、日本語では部分否定とも全部否定とも解釈できるため。

指針第 34 項

コメント：信用リスクの公正価値評価に関しては、ダウングレーディングのパラドックスに関して世界的に大きな問題が指摘されているところであるが、その点に関する議論がないまま、信用リスクを含んで公正価値を算定するという結論を適用指針で示すのは性急であると思われる。

また、従来 ASBJ が負債の公正価値測定には信用リスクを含めるべきではないとして IASB に意見表明してきた立場と矛盾するのではないか。

指針第 35 項

コメント：「負債の公正価値は、債務の履行に依存するため、負債の移転に関する制限は、本来、負債の公正価値に影響しない」という文言について、「負債の移転に関する制限」が何を指しているのか。債務の履行と負債の移転に関する制限との関係が不明確なので、もう少し丁寧な説明が望まれる。

. その他

コメント：企業結合時の公正価値評価のガイダンスがあると有難い。

以上